

2023.8.23 「ソフトウェア使用許諾契約書」および「配布ライセンス使用許諾契約書」改定の内容

改定内容	対象文書
<p>第 2 条 (定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「使用」の定義を改定 ※1 ● 「配布」の定義を改定 ● 「クラウドコンピューティング」の定義を追加 ● 「クラウド開発ライセンス」の定義を追加 ● 「実行環境」の定義を追加 ※2 	<p>DioDocs「ソフトウェア使用許諾契約書」 ActiveReportsJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 SpreadJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 Wijmo「ソフトウェア使用許諾契約書」</p>
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>以下の条項を追加</p> <p>第 16 条 (クラウド開発ライセンスに関する特記事項)</p> <p>1. 当社は、お客様が次の各号に掲げる要件を満たす場合、クラウド開発ライセンスを許諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1). 本サービスの権利を有すること (2). 当社所定の方法で適正に認証コード等を入手すること <p>2. お客様は、前項の許諾により本ソフトウェアを使用する場合、次の各号に同意するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1). 認証コード等の入手は、本サービスの契約期間内に1回のみ行使できるものとし、さらに 12 カ月間延長したときは、当該 12 カ月間に1回のみ行使できること。以後、12 カ月延長するごとに同様とする。 (2). 前号の権利を行使しなかった場合、当該権利は繰り越さず、消滅すること。 (3). 認証コード等で入手するライセンスキーの有効期間は 365 日間であること。 (4). ライセンスキーは、本契約で特段の定めのない限り、実行環境ごと to 取得すること。 ※2 (4). ライセンスキーは、本契約で特段の定めのない限り、IP アドレス単位ごと、またはドメイン名単位ごと (プライマリドメイン、サブドメインおよび独自ドメインはそれぞれ 1 つの単位とみなします) に識別されるネットワーク上の特定のコンピュータごと to 取得すること。 ※2 (5). 当社が指定する動作環境以外で正常に動作することを保証しないこと。 (6). クラウド開発ライセンスの許諾のみで本サービスを利用できないこと。 <p>3. クラウド開発ライセンスの使用許諾の範囲は、第 15 条 (使用許諾の範囲) 第 2 項、第 4 項、第 5 項および第 7 項乃至第 11 項の規定を準用するものとします。</p>	<p>DioDocs「ソフトウェア使用許諾契約書」 ActiveReportsJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 SpreadJS「ソフトウェア使用許諾契約書」</p>

<p>以下の条項を追加</p> <p>第 16 条(クラウド開発ライセンスに関する特記事項)</p> <p>1.当社は、お客様が次の各号に掲げる要件を満たす場合、クラウド開発ライセンスを許諾します。</p> <p>(1).本サービスの権利を有すること</p> <p>(2).当社所定の方法で適正に配布の認証コードを入手すること</p> <p>2.お客様は、前項の許諾により本ソフトウェアを使用する場合、次の各号に同意するものとします。</p> <p>(1).配布の認証コードを流用するものとし、当該認証コードで入手できるライセンスキーは、本契約で特段の定めのない限り、実行環境ごとに取得すること。※2</p> <p>(1).配布の認証コードを流用するものとし、当該認証コードで入手できるライセンスキーは、本契約で特段の定めのない限り、IP アドレス単位ごと、またはドメイン名単位ごと(プライマリドメイン、サブドメインおよび独自ドメインはそれぞれ 1 つの単位とみなします)に識別されるネットワーク上の特定のコンピュータごとに取得すること。※2</p> <p>(2).当社が指定する動作環境以外で正常に動作することを保証しないこと。</p> <p>(3).クラウド開発ライセンスの許諾のみで本サービスを利用できないこと。</p> <p>3.クラウド開発ライセンスの使用許諾の範囲は、第 15 条(使用許諾の範囲)第 2 項乃至第 4 項および第 6 項乃至第 10 項の規定を準用するものとします。</p>	<p>Wijmo「ソフトウェア使用許諾契約書」</p>
<p>第 2 条(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「配布」の定義を改定 ● 「クラウドコンピューティング」の定義を追加 	<p>DioDocs「PDFビュー配布ライセンス使用許諾契約書」</p> <p>ActiveReportsJS「配布ライセンス使用許諾契約書」</p> <p>InputManJS「配布ライセンス使用許諾契約書」</p>
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	<p>SpreadJS「配布ライセンス使用許諾契約書」</p>

※1 DioDocs「ソフトウェア使用許諾契約書」を除く

※2 2023 年 11 月 1 日付にて、「実行環境」の定義を第 16 条(クラウド開発ライセンスに関する特記事項)第 2 項へ文言として追加したため、第 2 条(定義)に定めた「実行環境」の定義を取り消しました。この変更は、使用許諾内容を正しくするためのものであり、これによりお客様への許諾内容の影響はありません。